

# 旭川 労政だより

平成30年7月1日発行  
旭川市経済部経済総務課雇用労政係  
旭川市6条通10丁目  
旭川市役所第三庁舎3階  
Tel: 25-7152 Fax: 26-7093

## 事業所向け「職場で始める プラス1の健康づくり」のご案内

職場において従業員が元気に働き続けることは、従業員自身や事業主にとって有益です。従業員が健康で、一人ひとりの力が十分に発揮されれば、事業所の生産性は高まります。また、従業員の健康を大切にしている事業者の姿勢は信頼関係につながり、職場内のコミュニケーションも向上します。

本市では、市内事業所を対象に、職場でも気軽に行える健康づくりのメニューを提案し、働く世代の方々の健康づくりをサポートします。

「具体的に何をどのようにすればいいかわからない」「健康づくりには関心はあるが、取り組むきっかけがない」という方は、ぜひ「職場 de 健康づくりプラス1」のメニューをご活用ください。費用は無料です。

### ■詳細・問合せ先

・旭川市 保健所 保健指導課

電話：0166-25-6365

ホームページ：[旭川市 健康づくりプラス1](#)

で検索



## 65歳超雇用推進助成金のご案内

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、総合的な支援を実施しています。

高齢者雇用に係る給付金として65歳超雇用推進助成金をご案内します。

### 1 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めのある廃止又は希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置に応じて費用の一部を助成します。

### 2 高齢者雇用環境整備支援コース

高齢者の雇用の安定のために以下の雇用環境整備の措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

- ・機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善
- ・賃金、能力評価、労働時間等の雇用管理制度の見直し又は導入及び健康管理に関する制度の導入

### 3 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上で定年年齢未満の有期雇用労働者を転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額を助成します。

### ■詳細・問合せ先

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
北海道支部 高齢・障害者業務課

電話：011-622-3351

ホームページ：[高齢者の雇用支援](#)で検索

## 中小企業者の皆様への金融支援について

旭川市では、市内の中小企業者の皆様が、経営の安定化や経営基盤の強化等のために必要な事業資金を円滑に調達していただくため、低利な融資制度「中小企業振興資金融資制度」を設けており、一部の資金メニューには、利子や信用保証料の補助もあり、利用企業に対する借入負担軽減の支援を行っております。

また、日本政策金融公庫から新規開業者向けの融資を利用された事業者の方を対象とした利子補給制度もあります。要件等詳しい内容はお問い合わせください。

### ■詳細

- 旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係  
電話：25-7042  
ホームページ：[旭川市 金融支援](#)で検索

## 「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」が開設されました

「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するため、平成30年4月から「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」が札幌市に、また5月からは旭川市に出張所が開設されました。

当センターは、厚生労働省の委託事業であり、社会保険労務士などの労務管理・企業経営の専門家が、無料で、雇用管理改善や就業規則の見直しなどの技術的な助言、提案を行います。

ご希望により、企業への訪問による支援にも対応しています。

### ■詳細・問合せ先

- 北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター  
電話：0800-913-1073
- 旭川出張所  
電話：0120-332-360  
ホームページ：[北海道 働き方センター](#)で検索

## 育児・介護・病気治療と仕事の両立支援制度

価値観の多様化や労働力人口の減少といった昨今の環境変化に伴い、厚生労働省は全員参加型の社会の実現を目指し、労働者のワークライフバランス向上に資する取組に対する支援をしています。ご利用ください。

### ○両立支援等助成金

| コース名        | 対象となる措置   | 支給額                                  |
|-------------|---|--------------------------------------|
| 出生時両立支援コース  | 男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場環境整備を行い、男性に育児休業等を取得させる。                       | 28.5万円～<br>※対象労働者数や企業規模等による          |
| 介護離職防止支援コース | 労働者に対する仕事と介護の両立支援に関する取組を行い、介護休業や介護のための勤務制限制度を利用させる。                     | ・介護休業<br>38～72万円<br>・介護制度<br>19～36万円 |
| 育児休業等支援コース  | 育児復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる。育児休業代替要員を確保する。または子の看護休暇等の制度を導入し、利用させる。 | 28.5万円～<br>※対象労働者数や実施する取組の内容による      |
| 再雇用者評価処遇コース | 育児・介護を理由とした退職者の復職支援の取組を行い、希望者を再雇用する。                                    | 14.25万円～<br>※対象労働者数や企業規模等による         |
| 女性活躍加速化コース  | 女性活躍推進のための行動計画に基づいた取組目標又は数値目標を達成する。                                     | 28.5～60万円                            |

### ○障害者雇用安定助成金

| コース名               | 対象となる措置  | 支給額  |
|--------------------|--|--|
| 障害や傷病治療と仕事の両立支援コース | ○環境整備助成<br>労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための柔軟な勤務制度や休暇制度を導入し、且つ、両立支援に関する専門人材を配置する。  | ・企業在籍型職場適応援助者を配置した場合：30万円<br>・両立支援コーディネーターを配置した場合：20万円 |
|                    | ○制度活用助成<br>がん等の反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える労働者のために、両立支援コーディネーターを活用して社内制度を運用し、就業上の措置を行う。 | ・対象労働者が有期契約の場合：20万円<br>・対象労働者の雇用期間に定めのない場合：20万円        |

### ○情報提供（マニュアル、ガイドライン、事例等）

- 女性の活躍・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」
- 企業における仕事と介護の両立支援実践マニュアル
- 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインなど（厚生労働省ホームページ）

### ■詳細

- 北海道労働局  
電話：011-709-231

## (仮題) 中小企業のための 育児・介護両立支援セミナーのご案内

貴重な人材を長く職場に定着させるためには「仕事と子育て」「仕事と介護」の両立に不安を持つ従業員が、安心して継続就業できる環境作りと両立支援することが求められます。本セミナーでは、育児・介護休業制度を初めて導入する、またはブラッシュアップをお考えの経営者・人事労務ご担当者の方に役立つ内容となっております。セミナー後は個別支援相談会も予定していますので、ぜひご参加ください。

日時：平成30年8月21日（火）

午後1：30～午後5：00

場所：ときわ市民ホール（旭川市5条4丁目）  
研修室101

### ■詳細・問合せ先

・旭川市 総合政策部  
政策調整課男女共同参画担当  
電話：25-5358

## 異業種ビジネスマッチングイベント を開催します

季節労働者の通年雇用化を支援している上川中部季節労働者通年雇用促進協議会では、冬季の仕事を新たに開拓する場を提供し通年雇用を支援するため、地元企業を中心とした異業種間での商談の場を提供するビジネスマッチングイベントを開催します。

このほか、企業経営者向けの基調講演も予定しています。企業の参加条件などは下記にお問合せください。ホームページにも随時情報を掲載します。

日時：平成30年10月4日（木）

午前11時00分～午後4時00分

場所：旭川地場産業振興センター（道の駅あさひかわ）（旭川市神楽4条6丁目）

### ■詳細・申込先

・上川中部季節労働者通年雇用促進協議会  
（事務局：旭川市経済部経済総務課内）

電話：26-3601

ホームページ：[上川 通年雇用](#)

で検索



## 平成30年度の 人材育成助成事業のお知らせ

一般財団法人旭川産業創造プラザでは、道北地域（上川・留萌・宗谷）における中小企業が行う技術者等の研修事業に対し、その経費の一部を助成する人材育成助成事業を実施しています。

本事業は、技術者等を先進企業や試験研究機関等へ派遣して研修を受けさせる「派遣研修事業」と、専門家等の招へいによる技術者等の研修及び技術指導を受ける「自主研修事業」の2種類があります。

従業員のスキルアップや専門知識向上等のために、ぜひご活用ください。

○募集期間：平成30年5月1日から平成31年2月28日まで

※予算がなくなり次第、終了となります。

○対象企業：道北地域にあって、6か月以上事業を行っている中小企業及び中小企業者によるグループ

○助成率：対象経費の1/2以内

○助成限度額：10万円以内

※ただし、当財団の予算の範囲で調整させていただく場合があります。

○対象経費：年度内に支出する次に掲げる経費  
派遣研修事業：交通費、滞在費、受講費など

自主研修事業：講師等招へい費（謝金、旅費）、機材等賃借料、会場使用料など

### ■詳細・問合せ先

・一般財団法人 旭川産業創造プラザ  
企業支援グループ

電話：68-2820

ホームページ：[旭川産業創造プラザ](#)で検索

## 旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰 被表彰者をご推薦ください

本市中小企業の振興を図るため、旭川市中小企業振興基本条例第17条に基づき、旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰を行います。表彰の基準を満たす従業員等をご推薦ください。

| 旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰 |  |
|-------------------|--|
| <b>表彰の基準</b>      | 次の1～4の条件をすべて満たしている方<br>1. 同一事業所において勤続年数が30年、40年、50年に達している。<br>2. 市内の中小企業の振興に関し功績があったと認められる。<br>※次の(1)、(2)のいずれか1つ以上に該当すること<br>(1) 市内の中小企業又は組合等に勤務している。(市外に有する事業所に勤務している者を含む。)<br>(2) 市内の組合等に所属している事業所に勤務している市民である。<br>3. 他の従業員の模範となっている。<br>4. 過去に本市から、今回表彰を受けようとする勤続年数と同じ勤続年数で中小企業従業員等永年勤続表彰を受けていない。 |
| <b>推薦者</b>        | 当該従業員等を雇用している中小企業、大企業又は組合等の代表者   |
| <b>提出書類</b>       | 被表彰者ごとに、次の書類を提出してください。<br>1. 旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰推薦書(様式1)<br>2. 履歴書(様式2)  |

### ■詳細・問合せ先

- 旭川市 経済部 経済総務課 経済企画係
- 電話：25-7152
- ホームページ：[旭川市 永年勤続表彰](#)で検索

## 障害者職場実習支援事業のご案内

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者就業実習受入謝金等を支給します。

| 対象となる障害者   | 対象となる措置   | 支給額   | 支給回数         |
|--|---|---|--------------|
| ①過去3年間、障害者の雇用実績がない事業主の場合<br>・身体障害者<br>・知的障害者<br>・精神障害者<br><br>②過去3年間、精神障害者の雇用実績がない事業主の場合<br>・精神障害者<br><br>(注)同時期に実施できる実習対象者は、実習を指導する者1名につき3名まで | 職場実習の受入<br>・実習期間<br>1週間～1か月(5～20日間程度)<br>・1日当たりの実習時間<br>3時間程度～  | 職場実習受入謝金<br>・実習対象者1名につき<br>1日 5,000円<br>・限度額<br>同一年度で50万円 | 同一年度<br>2回まで |
|  | 実習指導員(※)の委嘱<br>(※)実習指導員の要件<br>・職場適応援助者養成研修修了者で、障害者に対する就労支援の経験が1年以上ある方<br>・障害者に対する就労支援や雇用管理の経験が3年以上ある方 | 実習指導員への謝金<br>1日 16,000円<br>[ 1日の支援時間が4時間未満の場合<br>8,000円 ] |              |

【留意事項】  
 ●認定申請書の提出期限は、職場実習を開始しようとする日の1か月前までです。  
 ●職場実習計画の認定や進め方については、最寄りのハローワークや支援機関等にご相談ください。

### ■詳細・問合せ先

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
北海道支部 高齢・障害者業務課
- 電話：011-622-3351
- ホームページ：[障害者実習](#)で検索

## “はたらくあさひかわ”で仕事や求人を紹介します

<https://www.hataraku-asahikawa.jp/>

旭川で働きたい方のために、企業情報や仕事の魅力を伝える旭川市企業情報提供サイト“はたらくあさひかわ”。企業や仕事を取材して記事を掲載し、紹介しているほか、求人情報も掲載しています。

求人情報ページ“はたらくあさひかわプラス”では、求職者と企業がメッセージ交換できたり、webでの履歴書確認、スカウトが可能など便利な機能があります。

求人情報

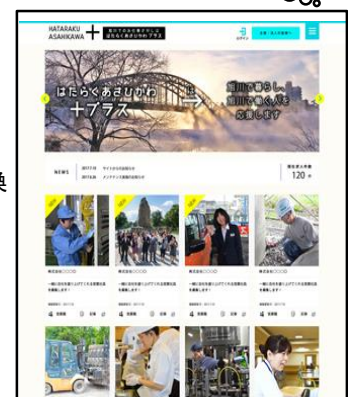
HATARAKU ASAHIKAWA + 旭川でのお仕事探しははたらくあさひかわプラス

掲載企業を随時募集中です。是非ご利用ください。

(求人情報の掲載には“はたらくあさひかわ”への記事掲載が必要です)

【お問合せ】 旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係 電話：25-7152

登録は「企業の皆さまへ」ページからお願いします



はたらくあさひかわ 検索